

最終更新日:2021年12月27日
株式会社 アイティフォー

代表取締役社長 佐藤 恒徳

問合せ先:経営企画部 03-5275-7847

証券コード:4743

<https://ir.itfor.co.jp/index.html>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「『寄り添うチカラ』で人々の感動と笑顔を生み出す」という経営理念のもと、透明・公正な経営体制を構築し、迅速・果敢な意思決定に基づく効率的な業務執行を推進していくこと、また適時適切な情報開示を実施することが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しています。この基本的な考え方に基づき、アイティフォーグループの「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し継続的な充実を図ることを通じて、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指します。

同基本方針は、当社ホームページに掲載しています。

<https://ir.itfor.co.jp/management/governance.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコード(プライム市場向けの内容を含む)に基づき記載しています。

【補充原則3-1-3. サステナビリティについての取組み等】

当社グループのサステナビリティを巡る取組みについて基本方針を策定し、その取組み内容等を当社ホームページに掲載しています。

<https://www.itfor.co.jp/sustainability/>

< 人的資本・知的財産への投資等について >

人材投資については、2021年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「NEXT STAGE 2023 - HENCA SINCA SOZO -」にて開示しています。

<https://pdf.irpocket.com/C4743/eq9A/BjIP/UgAr.pdf>

また、研究開発の成果については、プレスリリース等で適宜公表しており、当社ホームページに掲載しています。

<https://www.itfor.co.jp/ne/>

< 気候変動への対応について >

気候変動に係るリスク・収益機会、自社の事業活動等に与える影響等について分析を進め、今後開示を行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

2021年6月の改訂後のコード(プライム市場向けの内容を含む)に基づき記載しています。

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、取引先やパートナーとの良好な関係を構築・維持し、事業の円滑な推進を図ることで中長期的な企業価値の向上を実現する目的で、必要と判断する会社の株式を政策的に保有します。個別の政策保有株式の保有の適否について、保有目的に適合しているかを中心に経済合理性等を毎年定期的に取締役会で検証し、保有が不適と判断されたものについては縮減を図ります。

また、政策保有株式にかかる議決権行使に際して、保有先および当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上に寄与するものであるかを基準に適切に判断します。

なお、2021年度は取引先株式14銘柄の保有を継続する方針です。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等を含む関連当事者との取引を行う場合には、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益等を害することが無いよう、当該取引について取締役会の承認を得るものとしています。

また、関連当事者および関連当事者との取引の有無等については、事業年度ごとに調査を実施します。

【補充原則2-4-1. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、「『寄り添うチカラ』で人々の感動と笑顔を生み出す」という経営理念の実現に向け、女性活躍促進を含むあらゆる多様性や社員の個性を尊重することで、多様な価値観・バックグラウンドを持つ従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう、人材の活躍推進と育成に取り組み、働きがいのある環境・制度の整備を目指しています。

(1) 多様性の確保の状況

当社は、従来から性別・年齢・国籍に関係なく、能力や実績を重視する実力本位の人材登用を実施しています。

持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要と考え、経験・技能の異なる人材を積極的に採用しつつ、多様な人材が活躍できる職場づくりを推進しています。

また、定年後再雇用制度により、定年退職者の新たな雇用の機会を提供するとともに、さまざまな分野で長年培ってきた経験や専門的知識を若手社員に伝承することに寄与しています。

女性の管理職への登用について

2021年3月31日現在、アイティフォーの女性管理職比率は5.8%、グループ全体で6.8%です。
この比率を、2023年度に8.0%まで引き上げることを目標と設定しています。

外国人・中途採用者の管理職への登用について

当社は、事業基盤が国内であることから、外国人管理職比率は、現状0.0%です。今後は、段階を経て登用していきたいと考えています。
また、中途採用者の管理職比率は2021年3月31日現在、アイティフォーで43.3%、グループ全体で50%となっており、この水準を維持する方針です。

(2) 多様性確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針

人材育成方針

当社で働く社員はかけがえのない「人材」です。経験、技能および属性などの多様性をもった社員が自律的に協働しお互いを高め合うことでお客様との長期的な信頼関係を構築、継続することができ、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えています。
このように、社員が重要な経営資源の1つであるという考えのもと、人材の育成を重要な課題と位置付け、その取組として新入社員研修をはじめとする階層別研修、各部署におけるOJT教育の他、必要に応じて外部セミナーの受講機会を設けています。
また、新任管理職を対象にした管理職研修、全社員を対象にしたハラスメント研修等を実施しています。今後は、社員が社内の仕事を理解し、自らのキャリアパスについて考える仕組みづくりに取り組んでいきます。

社内環境整備方針

社員がやりがいを持ち挑戦することが組織の成長に繋がるという観点から、さまざまな能力を発揮できる職場環境とチャレンジできる仕事の機会の提供に努めています。

その状況：

・新卒採用実績

2020年度 22名 男性：15名 女性：7名

2021年度 23名 男性：15名 女性：8名

・中途採用実績

2020年度 39名 男性：29名 女性：10名

・有給休暇消化率60%以上、フレックス制導入、在宅勤務の恒久制度化、従業員エンゲージメントサーベイの実施とサーベイ結果を踏まえたアクションプランの検討及び実施

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付型企業年金を導入していないため、本原則は適用が無いものと判断しています。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

それぞれ策定し、当社ホームページにて掲載しております。

< 経営理念、パーパス(存在意義) >

<https://www.itfor.co.jp/company/policy.html>

< 経営戦略、経営計画 >

<https://ir.itfor.co.jp/management/plan.html>

() 当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役会における経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針と手続き

本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」をご参照ください。

() 取締役会における経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名の方針と手続き

本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

() 取締役会における経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

「第62回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第1号議案「取締役5名選任の件」、第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」に記載の通りです。

「第62回定時株主総会招集ご通知」は、当社ホームページに掲載しています。

<https://ir.itfor.co.jp/stock/meeting.html>

なお、取締役会において経営陣幹部の解任に係る決定を行った場合には、東京証券取引所の定める規則に基づく適時開示等により開示します。

【補充原則4 - 1 - 1. 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会で決議すべき事項については、法令及び定款で定められているもののほか、金額等による重要性に基づき取締役会規程で決議事項を定めています。

また、代表取締役社長が議長を務める業務執行委員会に重要な業務執行の権限を一部委譲し、迅速な経営判断、業務執行を行う仕組みをとっています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、経営の監督機能を高め、コーポレートガバナンス体制を強化するため、独立社外取締役を選任する際の判断基準を

次の(1)～(3)の通り定めています。

- (1) 現在、当社、当社の子会社又は関連会社の業務執行者でないこと。また、過去10年においても、当社、当社の子会社又は関連会社の業務執行者であったことがないこと。
- (2) 現在、当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者に該当しないこと。
- (3) 現在、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家若しくは法律専門家、又は会計監査人若しくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属している者)に該当しないこと。

また、当社取締役会は、独立社外取締役が独立性を備えていることにとどまらず、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるなど、独立社外取締役として期待される役割・責務を果たしうる資質を備えているかどうかを十分検討し、その候補者を選定しています。

【補充原則4 - 10 - 1. 指名・報酬委員会について】

本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営に係る事項」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方並びに取締役の有するスキル等の組合せ】

当社は、取締役会が株主に対する受託責任を認識し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現する責務を果たすため、取締役会全体として、知識・経験・能力、およびジェンダーや高度の専門性を含む多様性をバランスよく備えるべきと考えています。そのため、当社取締役は、心身ともに健康であり人格及び識見ともに優れている者、ならびに豊かな業務経験と高い経営判断能力を有しその職責を全うできる者で、当社の事業に精通し知見を有する者、財務・会計・法務に関する知識を有する者、企業経営者としての経験を有する者などを取締役候補者として選定します。

また、東京証券取引所が定める独立性に関する基準を満たし、経歴や当社との関係を踏まえて、より幅広い視点から経営を監督し、適切な助言ができ、人格および識見ともに優れた者を独立社外取締役候補者として選定します。

・現在、外国人の取締役はおりませんが、取締役および社外取締役には、海外駐在経験者あるいは海外ベンダーとの協業経験等、海外でのビジネス経験が豊富な人材がおり、国際感覚を保有していることから多様性が確保された体制となっています。

・各取締役、社外取締役のスキル・経験を一覧化したスキル・マトリックスは本報告書の最終頁に記載しています。

【補充原則4 - 11 - 2. 取締役の兼任の状況】

当社は、各取締役の重要な他社役員の兼任について、その状況を取締役会で審議の上、毎年、株主総会招集通知、当社ホームページ等で開示しています。

<https://ir.itfor.co.jp/management/company.html>

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、毎年、取締役会の実効性についての自己評価・分析を実施しています。自己評価・分析につきましては、客観性・透明性を担保するため、外部機関のサポートを受け、各取締役に対し、取締役会の構成と運営等の項目に関するアンケートを行う方法を採用しています。

2020年度のアンケート分析・評価結果は、取締役会の運営、意思決定・監督において概ね適切に機能しており、当社取締役会は、“取締役会の実効性は有効に機能している”と結論づけました。

2020年度の当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要については、当社ホームページで開示しています。

<https://pdf.irpocket.com/C4743/qlkO/AbhM/TeDR.pdf>

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役に対し、それぞれの役割・責務を果たすために必要となる知識習得等の機会を提供します。また、そのために必要となる研修等への参加を奨励し、その費用に関しては当社が負担します。

また、新任の社内取締役に対し、求められる責務を果たすために必要となる法令やコンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等についての理解を深めるための機会を就任後速やかに提供します。

新任の社外取締役に対しては、当社グループの事業詳細、財務状況、経営戦略等について十分な説明などを行います。

なお、取締役就任後も継続的な知識習得の支援に努め、定期的に経営に必要となる知識等の理解を深めるための研修を実施します。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会および様々な機会を捉えて、株主との間で建設的な対話を行います。また、対話を通じて株主の声や意見に適切に関心を払うとともに、当社の経営方針を分かりやすく説明し、ご理解いただくように努めます。具体的には以下の方策により株主との建設的な対話を促進しています。

() 代表取締役社長は、株主との対話全般を統括し、株主との建設的な対話を実現するように努めています。

() 管理担当取締役は、IR活動を所管しております。専任のIR担当部署をおき、社内関係各部署と密接に連携の上、円滑なIR活動・株主との対話をサポートします。

() 株主・個人投資家からの日々の問い合わせや機関投資家との個別面談に対応するとともに、アナリスト向けスモールミーティングや決算説明会を開催し、説明会等の情報を当社ホームページに掲載するなど対話の手段の充実に取組んでいます。

() 株主との対話により把握した株主の意見等は、取締役会への報告等を通じて当社内で共有し、今後の経営に活かすように努めます。

() 株主との対話に際しては、情報開示の公平性を確保するため、「内部情報管理および内部者取引管理規程」に則りインサイダー情報を適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,797,400	13.74
株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000	5.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,258,596	4.55
アイティフォー社員持株会	979,500	3.54
KIA FUND 136	657,800	2.38
明治安田生命保険相互会社	551,400	2.00
株式会社横浜銀行	500,000	1.81
東川 清	365,000	1.32
村上 英志	361,000	1.31
RBC ISB LUX NON RES/DOME RATE -UCITS CLIENTS ACCOUNT-MIG	350,800	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は自己株式1,794,813株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 誠	他の会社の出身者											○
小泉 大輔	他の会社の出身者											○
阿部 和香	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 誠	○	○	――	公認会計士、税理士、経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的、中立的な視点で経営の公正性、透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
小泉 大輔	○	○	――	経営者としての豊富な経験と公認会計士、税理士としての高い見識を有しており、客観的、かつ、中立的な視点で経営の公正性、透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

阿部 和香		○	——	海外での新規事業立ち上げや事業会社の取締役としての経験を有しており、当社取締役会の監督機能の強化への貢献が期待できるため。
-------	--	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室と連携して監査を実施します。したがって、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設けていません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、必要に応じ打ち合わせを実施し、内部統制の状況に関する報告その他意見交換を実施しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しています。

□構成
取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役(社外取締役のうち、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出されているものをいう)とします。
また、委員長は指名・報酬委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定します。

□役割と責務
指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

(1)取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項

- (2)代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3)役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4)取締役の報酬等に関する事項
- (5)取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (6)後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (7)その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)を対象に、新たな業績連動型株式報酬制度を導入しました。

本制度の詳細につきましては、第62回定時株主総会の招集通知の株主総会参考資料、第3号議案に記載しています。

招集通知は、当社ホームページをご参照ください。

<https://ir.itfor.co.jp/stock/meeting.html>

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

対象者としては、業務執行に直接携わる取締役と従業員としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、当社および当社グループの株主価値の増大に向けて優秀な人材を確保することを目的とし、短期業績と併せて中長期、持続的な企業価値の向上に対する有効なインセンティブとして機能する、透明性、客観性を備えた制度とすることを基本方針としています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、当社および当社グループの株主価値の増大に向けて優秀な人材を確保することを目的とし、短期業績と併せて中長期、持続的な企業価値の向上に対する有効なインセンティブとして機能する、透明性、客観性を備えた制度とすることを基本方針としています。

また、役員退職慰労金制度については、2008年6月20日開催の定時株主総会の日をもって廃止しました。
なお、役員報酬の限度額は、2015年6月19日の開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員会である者を除く)は年額30,000万円以内、監査等委員会である取締役は年額3,500万円以内とそれぞれ決議しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置していませんが、総務部がサポートを行っております。
また、内部統制システム等に関する事項に記載してあるとおり、社外取締役が監査等委員としての職務を行う際に補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとしています。
当社では、取締役会・業務執行委員会の資料もペーパーレスを実践しており、事前の書類配布は社内ネットワークシステムを用いています。また、事前に説明を要するような案件につきましては、取締役会及び業務執行委員会の開催までに議案内容の説明を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しています。
・取締役(監査等委員である取締役を除く)は、定款で員数を20名以内と定めており、現在の員数は5名で、うち1名は社外取締役です。
また、監査等委員である取締役は、定款で員数を5名以内と定めており、現在の員数は3名で、うち2名は社外取締役です。
・経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しています。
また、取締役および執行役員で構成される業務執行委員会において業務執行方針に関する意思決定を行い、機動的な業務執行を確保しています。
・取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性と客観性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しています。

〔取締役会〕

取締役会は、株主に対する受託責任を認識し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に責任を負います。また、その責任を果たすため、当社の目指すところを確立し、経営戦略および経営計画その他当社の重要な業務執行について、当社が直面するリスク評価を踏まえ、当社のために最善の意思決定を行います。
取締役会は、適切なリスクテイクを支える環境整備を行うほか、独立した客観的な立場から、取締役の業務執行に対する実効性の高い監督を行います。

〔監査等委員会〕

監査等委員会は、取締役会とともに監督機能を担い、取締役の職務執行を監査する法定の機関です。期初に決定した監査方針、監査計画に基づき、当社グループの内部統制システムの構築・運用の状況を監視および検証し、当社の取締役会の審議においてその監査活動に基づいた情報を活用するなど、能動的・積極的な役割を果たします。
また、社外取締役が情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保するほか、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を行います。
さらに、会計監査人が株主・投資家に負っている責務を認識し、会計監査人を適切に選定・評価するための基準を策定するほか、会計監査人の独立性と専門性を有しているかについての確認など、適正な監査の確保に向けて適切に対応します。

〔業務執行委員会〕

当社の業務執行委員会は、業務の執行方針に関する事項の審議決定を行います。
原則、月2回開催し、取締役および執行役員をもって構成します。

〔サステナビリティ推進委員会〕

サステナビリティの取組みを進化、拡大すべく、代表取締役社長を委員長とし、各本部長が副委員長を務めています。委員会の活動は、開催都度、取締役会に報告し、必要に応じて指示を受けます。委員会で決定された事項は、当社各本部やグループ会社に指示、それぞれが連携しながらグループ一丸となってサステナビリティに取組みます。

□取締役の選任手続き

当社の取締役候補者の選任は、指名・報酬委員会で審議を行い、その結果を踏まえ取締役会で決定します。
なお、監査等委員である取締役候補者の選任については、監査等委員会の同意を得るものとします。また、取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知に開示します。

□取締役(含む代表取締役)の解任基準および手続き

当社は、取締役(含む代表取締役)の解任基準を以下の通りに定め、解任基準に該当する事実が認められた場合には指名・報酬委員会を即時に開催し、その審議結果を踏まえ取締役会で当該取締役解任のための株主総会の招集を決定します。
解任理由については株主総会招集通知に開示します。

- (1) 公序良俗に反する行為など取締役としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 法令または定款その他当社グループの社内規程への違反行為を行った場合
- (3) 健康上の理由から職務継続が困難となった場合

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

過半数の社外取締役を含む監査等委員である取締役が参画することで、意思決定プロセスの透明性が確保され、当社取締役会の監督機能の強化が図られるとともに、法令及び定款に基づき重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することで迅速な経営判断を実現できると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第62回定時株主総会（2021年6月18日開催）の招集通知は、法定期日である6月3日に発送しました。 また、招集通知発送前の5月28日に、TDnet および当社ホームページに掲載しました。 https://ir.itfor.co.jp/stock/meeting.html
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、毎年集中日を避け一人でも多くの株主の皆様にご来場いただけるよう配慮しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を行っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知のホームページ掲載後、招集通知（要約）を英訳し、当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	2021年6月定時株主総会より、バーチャル株主総会クラウドサービスを利用し、株主総会のオンライン参加（ライブ配信の視聴）、ならびに事前質問フォームからの事前質問受付を実施しています。 また、決議の結果等を当社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「適切な情報の開示」を企業行動規範の一つとして掲げ、法令遵守はもちろんのこと、お客様、株主の皆様並びに投資家の皆様から信頼を獲得するため、透明な経営を維持・継続し、企業情報を適切に開示します。 情報開示につきましては、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」）等に則り、適時適切なディスクロージャーを行っています。 適時開示規則等に該当しない情報につきましても、投資家の皆様のご要望に応えるべく、できるだけ積極的に開示する方針です。 開示情報は速やかに報道機関へ提供するとともに、当社ホームページにも掲載します。 詳細は当社ホームページをご参照ください。 https://ir.itfor.co.jp/management/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、機関投資家・アナリスト向けに決算説明会を開催しています。 説明は、社長自ら行っており、決算説明会の動画および使用したプレゼンテーション資料等は、当社ホームページに掲載しています。 https://ir.itfor.co.jp/library/documents.html	あり

IR資料のホームページ掲載	各種IR資料をホームページに掲載しています。 https://ir.itfor.co.jp/index.html ・コーポレートガバナンス、企業行動規範、社会貢献の状況、IRポリシーなどの経営方針 ・損益状況、資産状況、配当金の推移、主要指標の推移などの財務情報 ・株主報告書、決算短信、有価証券報告書、株主総会情報、決算説明会資料、開示情報など決算関連資料・株式情報、株価情報、株主還元情報、IRカレンダー、電子公告、各種IRリンクなどの情報
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動の強化を目指し、社長直轄の位置づけで経営企画部にてIR機能を担っています。 IR担当役員は取締役管理本部長、IR事務連絡責任者は経営企画部長です。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範において、適切な情報の開示について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、サステナビリティを巡る課題の重要性の認識に基づき、持続可能な社会の実現に向け、積極的かつ能動的に取り組みを進めています。 2021年12月にサステナビリティに関する基本方針を策定し、活動内容等を当社ホームページに掲載しています。 https://www.itfor.co.jp/sustainability/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)は次のとおりです。

- 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
 - (2)コンプライアンス・リスク管理委員会は当社及び子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
 - (3)コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社及び各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存及び管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程及び職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。
- 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社及び子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
 - (2)平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
 - (3)「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。
- 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社及び子会社の経営等に関する重要事項については、法令及び定款の定めに従い、原則毎月1回及び必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
 - (2)取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役及び全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
 - (3)取締役(監査等委員である者を除く。)は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
 - (2)子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導及び監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を

行う。

(3) 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実に努める。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である者を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にすることとする。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事(異動、評価、懲戒等)については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。

(3) 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社及び子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社及び各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

8. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役(監査等委員である者を除く。)は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要であるか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないよう取り計らう。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができ、資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、次のとおり「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力には毅然として姿勢で臨むべく、体制の整備に取り組んでいます。

反社会的勢力排除に関する基本方針

1. 当社は、社会の秩序、企業の健全な事業運営の脅威となる反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力とは一切関係を持たず、一切の利益を供与しません。

2. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。また、不当要求には組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。

3. 当社は、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

反社会的勢力排除に向けた体制整備

反社会的勢力との関係を遮断するために、以下の体制を整備しています。

・不当要求防止責任者の任命及び顧問弁護士、所轄警察署、特暴連等との連携

・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特暴連)加盟し、特暴連会報、特暴連ニュース、特暴連が主催する研究会等へ参加することなどによる、情報収集

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社では、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要であれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続きを定めています。

また、当社が発動する買付等に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとします。

買収防衛策の詳細につきましては、当社ホームページをご参照ください。

<http://pdf.irpocket.com/C4743/Rbrh/hmN5/Z6Pu.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

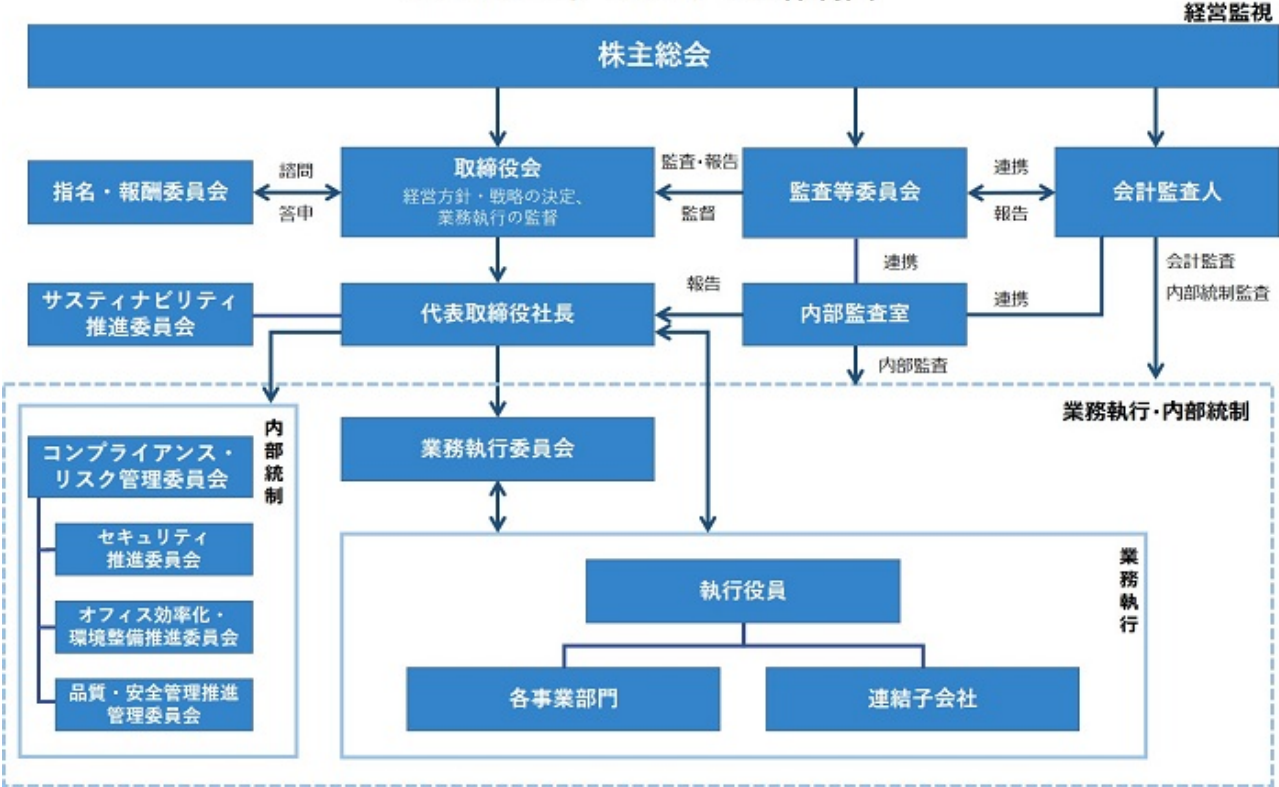
【適時開示体制の概要】

当社は、「ディスクロージャー・ポリシー」の下、当社グループに係る情報の適時、適切かつ公正な開示に取り組んでいます。重要な経営情報の適時開示にあたっては、取締役会での討議および承認ののち、東京証券取引所、当社ホームページ等を通じて公開しています。また、法令や東京証券取引所規則で必ずしも開示が必要とされない情報についても、投資家をはじめとするステークホルダーへの影響を慎重に検討し、必要に応じて主体的な開示を行っています。

適時開示に係る社内体制につきましては、経営企画部を専任部署として適時開示を行っています。経営企画部では、社内規程に則り、適時開示が必要な場合、経理部、法務知財部、総務部などの関連部署と密接に連携して適時開示資料を作成し、取締役会の決裁の下、速やかに適時開示を行います。

なお、決算に関する適時開示事項については、管理本部長を開示資料作成責任者とし、各グループ会社から収集した情報を基に、経理担当部門および関連部署により作成し、取締役会の決裁の下、速やかに開示を行います。

コーポレート・ガバナンス体制図



【スキル・マトリックス】

氏 名	役職	ESG・			マーケティング・		IT・	国際性・	法律・	財務会計・
		経営経験	サステナビリティ	事業戦略	インフラ技術	業界知識				
さとう 恒 徳	代表取締役社長	○	○	○	○		○			
さか 田 幸 司	代表取締役専務執行役員 技術開発本部長	○		○	○	○				○
おお 枝 博 隆	取締役執行役員 事業本部長	○	○	○		○			○	
なか やま かつお	取締役執行役員 管理本部長	○	○			○			○	○
あ 部 和 香	社外取締役	○	○	○				○		
もと やま 昌 人	取締役 常勤監査等委員	○		○		○			○	
さとう 誠	社外取締役 監査等委員		○			○			○	○
こ いずみ 大 輔	社外取締役 監査等委員	○	○					○	○	

各取締役に期待する分野を最大5つまで記載しています。
また、一覧表は各取締役の有する全ての知見・経験を示すものではありません。